

(寄附金控除の具体例)

●個人寄附（個人会員（賛助会員）対象）の場合

その年の、対象団体に対して行った寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき「所得控除」が適用されます。

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額 - 2,000 円 = 所得控除額

↑

総所得金額等の 40%相当額が限度

(具体例)

年中の総所得金額が 400 万円、寄附金の合計額が 5 万円の場合、5 万円 - 2 千円 = 4 万 8 千円が、総所得金額より控除できます。(寄付金額 5 万円は、総所得金額 400 万円 × 40% = 160 万円の限度内となりますので、4 万 8 千円全額が総所得金額からの控除対象となります。)

●法人寄附（法人会員（賛助会員）対象）の場合

通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

(具体例)

資本金が 3 千万円、年中の所得金額が 1,000 万円の場合

(A) 一般損金算入限度額 =

$$\{(30,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 2.5 / 100)\} \times 0.25 = 81,250 \text{ 円}$$

(B) 別枠の損金算入限度額 =

$$\{(30,000,000 \text{ 円} \times 3.75 / 1000) + (10,000,000 \text{ 円} \times 6.25 / 100)\} \times 0.5 = 368,750 \text{ 円}$$

したがって、(A) (B)の合計金額 ((A) + (B) = 450,000 円) が損金算入限度額となります。

※詳しくは国税庁のウェブサイト（寄附金を支出したとき）をご覧ください。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

※また、東京都にお住まいの方は、東京都主税局（住民税の寄附金税額控除とは）をご覧ください。

http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju/pdf24/24_gaiyou.pdf